

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準（案）と区の現状

【利用定員に関する基準】

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方
利用定員	4 条 37 条	・認定こども園は、定員を 20 人以上とし、1～3 号認定の子どもの各区分の定員を定める。 ・幼稚園は、1 号認定の子どもの区分の定員を定める。 ・保育所は、定員を 20 人以上とし、2～3 号認定の子どもの各区分の定員を定める。 ・家庭的保育事業は、定員を 1 人以上 5 人以下とし、3 号認定の子どもの区分の定員を定める。 ・小規模保育事業 A 型・B 型は、定員を 6 人以上 19 人以下とし、3 号認定の子どもの区分の定員を定める。 ・小規模保育事業 C 型は、定員を 6 人以上 10 人以下とし、3 号認定の子どもの区分の定員を定める。 ・3 号認定の子どもについては、1 歳未満と満 1 歳以上の子どもで区分して定員を定める。	従うべき	・区立幼稚園 定員1クラス 35人 「墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則」 「幼稚園設置基準(昭和 31 年 12 月 13 日文部省令第 32 号)」では、35人以下を原則とする。 ・私立幼稚園 1クラス35人を上限とし、定員を定めている。 ・認可保育所は保育室の面積に応じてクラス年齢ごとに定員を定めている。 ・家庭的保育者(グループ型含む)は定員を年齢で定めていない。(1 歳児が多く、2 歳児は少ない) 1 人につき 1 階の場合は 3 人まで。鉄筋コンクリート造や避難階段等が設置されている場合は 2 階以上 2 人まで受託可能。認定された補助者をつけることで、1 階は 5 人、2 階以上は 4 人まで可。 ・小規模保育事業 B 型は、施設型小規模保育所として 2 園が開設(平成 26 年 4 月 1 日)し	国の基準どおりとする

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方
				ている。入園に際しては、認可保育所に準じた入所要件を設けている。	
定員の 遵守	22 条 48 条	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。	参酌すべき	認可保育所は、待機児を抱える中、定員の弾力化により対応している。	国の基準どおりとする

【運営に関する基準】

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方
内容・手続きの説明・同意	5条 38条	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、教育・保育等の提供に開始に際し、あらかじめ利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。 ※重要事項:運営規定の概要、職員の勤務体制など	従うべき	【区立幼稚園】 新入園児保護者に対し、墨田区立幼稚園案内を配布し、各幼稚園で説明会を開催している。 【私立幼稚園】 入園案内を配付し、各幼稚園で説明会を開催している。 【認可保育所】 入園に際し「在園の手引き」を配布している。	国の基準どおりとする
内容・手続きの説明・同意	5条 38条	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、利用申込者からの申し出があった場合は、文書に代えて重要事項を記録した電子ファイルを提供できる。	参酌すべき	(公立保育園等では)区のホームページから利用申込書等の書類をダウンロード可能	国の基準どおりとする
正当な理由のない提供拒否の禁止 (応諾義務)	6条 39条	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、保護者から利用の申し込みを受けたときは、正当な理由(定員に空きがない、定員を上回る申込み、特別な事情等)がなければ、これを拒んでは何らない。 ・幼稚園・認定こども園は、1号認定での申込数が定員数を超える場合は、抽選や先着順など公正な方法により選考しなければならない。 ・保育所・認定こども園・特定地域型保育事業者は、2～3号認定での申込数が定員数を超える場合は、保育を受ける必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう、選考しなければならない。 ・選考は、選考方法を保護者に明示した上で、行わなければならない。	従うべき	【区立幼稚園】 「墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則」に従い選考を行っている。 入園資格 ・満4歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児で、墨田区内に居住していること。 ・入園募集案内(要項)に、選考方法を記載。	国の基準どおりとする

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方
				【認可保育所・家庭的保育】 ・利用の申込みがあった場合、保育の要件があることを確認後、受付をしている。 ・認可保育所(2～3号認定)においては、選考により保育の必要性が高い子どもを優先する。 ・選考方法は、規則で定めている「墨田区保育の実施選考基準」を保育園入園申込みの案内文に記載し、周知している。 【私立幼稚園】 ・各私立幼稚園(1号認定)において、面接などにより選考をおこなっている。	
	6条 39条	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、利用申込者に対して自ら教育・保育の提供が困難な場合は、他の施設・事業を紹介する等の適切な措置を講じなくてはならない。	参酌すべき	—	国の基準どおりとする
あっせん・調整・要請への協力	7条 40条	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、市区町村が行うあっせん・要請に対して、できる限り協力しなければならない。 ・認定こども園・保育所、特定地域型保育事業者は、市区町村が行う調整・要請に対して、できる限り協力しなければならない。	従うべき	—	国の基準どおりとする
受給資格等の確認	8条 準用	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、保護者の提示する支給認定証によって、認定の有無や区分等確かめるものとする。	参酌すべき	—	国の基準どおりとする

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方
支給認定 申請への 援助	9 条 準用	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、認定を受けていない保護者から申し込みがあった場合は、申請が行われるよう援助をしなければならない。 ・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、有効期限の 30 日前には変更の認定申請が行われるよう、援助を行わなければならない。	参酌すべき	—	国の基準どおりとする
心身の状 況等の把 握	10 条 41 条	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、教育・保育等の提供に当たっては、子どもの心身の状況などの把握に努めなければならない。	参酌すべき	行っている。 【認可保育園】 申込書に「子どもの状況」の記載は必須である。 【私立幼稚園】 ・入園児・在園児 健康診断を実施(年1回) ・願書提出時(入園決定前) 健康診断書の提出、願書への健康状態の記入、面接での聞き取り等を行っている。	国の基準どおりとする
小学校等 との連携 (教育・保 育施設)	11 条 準用	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、教育・保育の提供の終了に際しては、小学校での教育や他での教育・保育が継続的に提供されるよう、連携に努めなければならない。	参酌すべき	保育所保育要録や幼稚園幼児指導要録を小学校等へ継続的に提供できるようにしている。また、区内の保育園、幼稚園及び小中学校を地域別ブロックに分け、各ブロックごとに連携を進めている。	国の基準どおりとする
教育・保 育施設等 との連携 (地域型保	42 条	・家庭的保育、小規模保育、事業所内保育では、地域型保育が適正・確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う連携施設を確保しなければならない。 ※保育の内容に関する支援、当該事業者に代わっての教育・保育の提	従うべき	・家庭的保育については、公設の保育所と連携することにより、健康診断や園の行事・遊びなどに参加し、保育内容	国の基準どおりとする

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方
育事業)		供、教育・保育の提供終了における受け入れなど ※事業所内保育で定員が 20 人以上の場合は、上記の連携協力を求めることを要しない ・居宅訪問型保育事業で、集団保育が著しく困難な乳幼児に保育を行う場合、障害児入所施設等の施設を確保しなければならない。		等における相談もしている。 ・施設型小規模保育所に係る連携施設について確保するよう努めている。	
	42 条	・特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供終了に際しては、小学校や連携施設等で教育・保育が継続的に提供されるよう、連携に努めなければならない。	参酌すべき	施設型小規模保育所の保育の提供終了に際しては、認可保育所の選考時に指数加算を行っている。 施設型小規模保育所に在籍する2歳児に係る3歳児の受入れるための連携施設は無い。 施設型小規模保育所から他の施設へ移る当該児童に係る情報の提供については、行っていない。	国の基準どおりとする
提供の記録	12 条 準用	・教育・保育、地域型保育事業を提供した際は、教育・保育等の提供日、内容等の事項を記録しなければならない。	参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
利用者負担額等の受領	13 条 43 条	・①特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、教育・保育等の提供に際し、保護者から係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。 ・②特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、保護者から基準額(基準から算出した額)の支払いを受けるものとする。 ・③特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、上記 2 つの支払いの他、教育・保育等に必要と認められる対価に、一定の範囲内で設定する額の支払いを保護者から受けることができる。 ・④特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、上記 3 つの支払いの他、教育・保育等での便宜に要する費用の支払いを、保護者から受けること	従うべき	—	国の基準どおりとする

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方
		ができる。 ※日用品・文房具、行事に要する費用、食事に要する費用等 ・支払いを受けた場合、領収書を保護者に交付しなければならない。 ・③と④の場合、あらかじめ金銭の使途や支払い理由を書面で明らかにし、保護者に説明し、同意を求めなければならない。			
給付費等に係る通知等	14 条 準用	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、法定代理受領で給付費を受けた場合、保護者に給付額を通知しなければならない。 ・法定代理受領を行わない教育・保育、地域型保育等の支払いを受けた場合、必要事項を記載した証明書を保護者に交付しなければならない。	参酌すべき	—	国の基準どおりとする
取扱方針	15 条 44 条	・特定教育・保育施設は、区分に応じてそれぞれ定める方針に基づき、教育・保育の提供を行わなければならない。 幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 認定こども園：幼稚園教育要領・保育所保育指針（幼保連携型認定こども園教育・保育要領も踏まえる） 幼稚園：幼稚園教育要領 保育所：保育所保育指針 ・特定地域型保育事業者は、保育所保育指針に準じ、保育の提供を行わなければならない。	従うべき	左記のとおり実施 ・施設型小規模保育所における保育の提供は保育所保育指針に準じている。	国の基準どおりとする
評価等	16 条 45 条	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、自ら質の評価を行い、その改善を図らなければならない。 ・特定教育・保育施設は、定期的に保護者、関係者による評価、または外部の者の評価を受け、結果を公表し、その改善を図るよう努めなければならない。 ・特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者の評価を受け、結果を公表し、その改善を図るよう努めなければならない。	参酌すべき	【区立幼稚園】 左記のとおり実施 【私立幼稚園】 学校評価を実施している。 【認可保育所】 定期的に第三者評価の受審	国の基準どおりとする （ただし、表記については、「特定教育・保育施設は、保育士等の教育・保育の計画や保育の記録を通して、自らの教育・保育実践を振り返り、自己

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方
				を行っている。 ・施設型小規模保育所の第三者評価受審について、受審費用の補助を検討中である。	評価することを通して、その専門性の向上や教育・保育実践の改善に努めなければならない。」とする。）
相談・援助	17 条 準用	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、子どもや保護者の相談に応じ、助言等の援助を行わなければならない。	参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
緊急時等の対応	18 条 準用	・特定教育・保育施設、地域型保育事業の職員は、教育・保育等の提供時に、子どもの急変が生じた等の場合、速やかに保護者や医療機関へ連絡する等の措置を講じなければならない。	参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
保護者に関する市区町村への通知	19 条 準用	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、保護者が不正な行為で給付費を受けたときや、受けようとしたときは、遅滞なく意見を付して、その旨を市区町村に通知しなければならない。	参酌すべき	—	国の基準どおりとする
運営規定	20 条 46 条	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、運営規定を定めておかなければならない。 ※事業目的、運営方針、教育・保育等の内容、職員、教育・保育等の提供日時と提供しない日、費用の種類・理由・額、利用定員など	参酌すべき	【区立幼稚園】 左記のとおり実施 【その他施設】 左記のとおり実施(保育園及び幼稚園は施設ごとの運営方針を定めている。)	国の基準どおりとする
勤務体制の確保等	21 条 47 条	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、適切な教育・保育等が提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、当該教育・保育施設・事業所の職員によって教育・保育等を提供しなければならない。ただし、直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。 ・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、職員の資質向上のため、研	参酌すべき	【区立幼稚園】 左記のとおり実施 【認可保育所】 ・施設ごとに勤務体制を定めている。 ・給食調理や清掃等、業務委	国の基準どおりとする

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方
		修の機会を確保しなければならない。		託を行っている業務がある。 ・研修の機会は従来から確保している。	
掲示	23 条 準用	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、見えやすい場所に運営規定の概要や職員の勤務体制、利用者負担などの事項を掲示しなければならない。	参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
平等に取り扱う原則	24 条 準用	・特定教育・保育施設、地域型保育事業においては、子どもの国籍や信条、社会的身分などによって、差別的取り扱いをしてはならない。	従うべき	【区立幼稚園】 左記のとおり実施 【その他施設】 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第9条に準じている	国の基準どおりとする
虐待等の禁止	25 条 準用	・特定教育・保育施設、地域型保育事業の職員は、子どもに対し、虐待やその他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従うべき	【区立幼稚園】 左記のとおり実施 【その他施設】 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 10 条に準じている	国の基準どおりとする
懲戒に係る権限の乱用禁止	26 条 準用	・幼保連携型認定こども園・保育所、特定地域型保育事業の管理者は、懲戒に関して子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、人格を辱めるなど権限を乱用してはならない。	従うべき	【区立幼稚園】 左記のとおり実施 【その他施設】 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 11 条に準じている	国の基準どおりとする

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方
秘密保持等	27 条 準用	・特定教育・保育施設、地域型保育事業の職員と管理者は、正当な理由がなく、業務上知りえた子どもや家族の秘密を漏らしてはならない。 ・職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知りえた子どもや家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ・小学校や関係機関に対して、子どもの情報を提供する際には、予め文書により保護者の同意を得ておかなければならない。	従うべき	【区立幼稚園】 左記のとおり実施 【その他施設】 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 18 条に準じている	国の基準どおりとする
情報の提供等	28 条 準用	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、保護者が適切に選択できるよう、当該施設・事業所が提供する教育・保育等の内容の情報を提供できるよう、努めなければならない。 ・広告をする場合は、虚偽のもの、誇大なものとしてはならない。	参酌すべき	【区立幼稚園】 墨田区立幼稚園案内、ホームページにて情報提供している。また、幼稚園公開も実施している。 【私立幼稚園】 ・入園案内等を作成し提供している。 ・墨田区私立幼稚園案内を作成し情報提供をしている。 ・保護者の求めに応じ見学等の対応を行っているほか、入園説明会を開催している。 【認可保育所】 保護者の求めに応じ見学等の対応を行うとともに、ホームページや紙媒体で情報提供している。	国の基準どおりとする
利益供与等の禁止	29 条 準用	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、支援事業者や職員などに対し、子どもや家族を紹介する代償として、金品や財産の利益の供与をしてはならない。	参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方
		・支援事業者や職員などから、子どもや家族を紹介する代償として、金品や財産の利益の収受をしてはならない。			
苦情解決	30 条 準用	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、子ども・保護者・子どもの家族からの苦情に対応するため、窓口を設置するなどの措置を講じなければならない。 ・苦情を受け付けた場合は、内容等を記録しなければならない。 ・苦情に関して、市区町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ・苦情に関して市区町村が行う検査に応じ、指導監督等を受けた場合は、必要な改善・報告をしなければならない。	参酌すべき	【区立幼稚園】 園庭開放など、概ね左記のとおり実施 【私立幼稚園】 苦情には対応しているが、窓口は設置していない。 【認可保育所】 左記のとおり実施(第三者委員の窓口設置)	
地域との連携	31 条 準用	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、地域住民や自発的な活動などとの連携・協力を行うなど、地域との交流に努めなければならない。	参酌すべき	【区立幼稚園】 概ね左記のとおり実施 【私立幼稚園】 園庭の開放等を行っている幼稚園あり 【認可保育所】 地域交流・ふれあい給食などで実施	国の基準どおりとする
事故発生の防止・事故発生時の対応	32 条 準用	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、事故の発生・再発防止のために、措置を講じなければならない。 ※事故発生時の対応、事故発生防止のための指針など ・事故が発生した場合、速やかに市区町村と子どもの家族に連絡するなどの措置を講じ、処置を記録しなければならない。 ・賠償すべき事故が発生した場合は、損賠賠償を行わなければならない。	従うべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方
会計の区分	33 条 準用	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、事業の会計は、その他の事業の会計と区分しなければならない。	参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
記録の整備	34 条 49 条	・特定教育・保育施設、地域型保育事業者は、職員、設備、会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ・教育・保育等の記録を整備し、5年間保存しなければならない。 ※教育・保育等の提供の計画、提供日・提供内容等の記録、保護者に関する市町村への通知の記録、苦情内容の記録、事故・処置の記録など	参酌すべき	左記のとおり実施	国の基準どおりとする
特別利用保育・特別利用地域型保育の基準	35・36 条 51・52 条	・保育所・地域型保育事業者が1号認定に該当する子どもに、幼稚園・地域型保育事業者が2号認定に該当する子どもに特別利用保育を提供する場合 ①児童福祉施設の設備・運営の基準、学校の設備・編成等の基準、家庭的保育事業等の設備・運営の基準を遵守 ②利用定員を超えない ③「運営に関する基準」を読み替えて適用	従うべき	—	国の基準どおりとする

【附則】

項目	国基準 (条)	国の基準の内容	基準の区分	区の現状	区の考え方
特定保育所の特例	附則 2 条	・特定保育所(都道府県・市区町村以外が設置する保育所)が教育・保育を提供する場合、当分の間、給付費の規定を法律による規定に読み替える。 ・必要と認められる対価を保護者から受ける際、市区町村の同意を得ることを要件とし、「正当な理由のない提供拒否の禁止」と「あっせん・調整・要請への協力」の規定は適用しない。	従うべき	—	国の基準どおりとする
施設型給付費等の経過措置	附則 3 条	・教育・保育施設と地域型保育事業者が1号認定の子どもに教育・保育等を提供する場合、法律による経過措置の規定に基づき、読み替えを行って適用する。	従うべき	—	国の基準どおりとする
利用定員の経過措置	附則 4 条	・小規模保育事業 C 型において、省令施行から5年を経過する日までの間、「利用定員は「6人以上 15 人以下」とする。	従うべき	グループ型家庭的保育 ・ぶどうの木 定員 11 人 ・八広ぶどうの木 定員 15 人	国の基準どおりとする
連携施設の設備経過	附則 5 条	・地域型保育事業者は、連携施設の確保が困難で市区町村が認める場合は、省令施行から5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	従うべき	施設型小規模保育所に係る連携施設について確保するよう努めている。	国の基準どおりとする